

出頭等確保措置導入についての提言

2009年（平成21年）7月16日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

刑事訴訟法を速やかに改正して、別紙要綱案のとおり出頭等確保措置制度を導入することを提言する。

第2 提言の理由（出頭等確保措置制度導入の必要性）

1 本提言の位置付け

当連合会は、2007年9月14日、「勾留・保釈制度改革に関する意見書」（以下、「意見書」という。）及び「勾留・保釈制度改革に関する緊急提言」（以下、「緊急提言」という。）を公表し、意見書においては、人質司法と評される勾留・保釈の現状を憲法及び国際人権法に適合したものにするために、逮捕、勾留及び保釈の全般につき幅広く改革提言を行い、緊急提言においては、2009年の裁判員制度実施までに取り組むべき重点課題につき、改革提言を行った。

今回導入を提言する出頭等確保措置制度は、意見書及び緊急提言において創設すべきことを提言した「未決勾留の代替制度」につき、その後行った韓国や台湾での視察調査やフランスの制度の調査を踏まえて検討を深め、名称を「出頭等確保措置制度」に改めた上で、具体的な要綱案としてとりまとめたものである。

したがって、本提言は、意見書及び緊急提言と一連のものであり、提言の基礎となっている統計数値からみた人質司法の実態や最近の冤罪事件からみた人質司法の実態については、これらを参照されたい。

2 出頭等確保措置とは

現在の刑事訴訟法は、被疑者及び被告人の身体拘束について、拘置所（刑事施設）あるいは代用監獄（留置施設）において身体拘束を行う勾留か、もしくは行動の自由に一切の制限を設けないいわゆる「在宅」という制度しか設けていない。

本提言は、この勾留と「在宅」との間の中間的な形態、すなわち一定の行動の自由に対する制限を設けた上で、拘置所あるいは代用監獄において身体拘束をせず、自宅における生活を認める措置を新たに導

入することを提言するものである。

本提言では、この中間的な形態を、公判への出頭確保と罪証隠滅の防止を目的とし、主な目的は公判への出頭確保であることから、「出頭等確保措置」と名付けた。

3 出頭等確保措置制度導入の必要性（憲法・国際人権法上の要請）

(1) 「身体不拘束の原則」からの要請

国際人権（自由権）規約 9 条 3 項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら」と定め、端的に、身体不拘束の原則を明らかにしている。出頭等確保措置は、この身体不拘束の原則を具体的な法制度の中で実現するためには必要不可欠な制度である。

(2) 「無罪推定の原則」からの要請

出頭等確保措置は、無罪推定の原則からも当然に要請される制度である。

国際人権（自由権）規約 14 条 2 項は、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」と定めている。この無罪推定の原則は、憲法 31 条によって保障されているところである。

無罪の推定を受けるということは、有罪判決が確定するまでは、無罪の推定を受け一般市民としての自由を享受できるということである。すなわち原則として身体拘束をされないということであり、身体拘束は例外的な場合に限定されるということである。

国連被拘禁者保護原則 36 は、「(1) 刑事犯罪の嫌疑をうけ又は訴追された者は、無罪と推定され、最終的に、防御に必要な全ての保障を与えられた公開の審判において法に従い有罪と証明されるまでは、無罪として処遇されるものとする。(2) 捜査中もしくは公判中の者の逮捕又は抑留は、法の定めた根拠、条件及び手続の下に司法権の執行の必要性のためにのみ行われるものとする。上記の者に対する制限の強制は、厳密に、抑留の目的のために要求されるか、捜査の過程への妨害を阻止するために必要があるか、司法の執行のために必要であるか、もしくは抑留施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合以外禁止されるものとする。」とこの点を明確に定めている。

(3) 「最終手段としての拘禁の原則」からの要請

国際基準や国際決議において、必要がある場合であっても、直ちに勾留するのではなく、身体拘束を伴わない行動に対する制約で十分な場合には、そのような制約に止めるべきであることが再三に渡って確認されてきた。

ハンブルグ決議（国際刑法学会第12回大会第3部会決議。1979年）は、その第7項dで、「勾留に代わる手段ができるだけ利用されるべきであり、それには次のものが含まれる。保釈、信頼できる個人ないし団体による身柄引受、行動の自由制限、その他の制限。」と定めている。

「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則」（東京ルール。1990年国連総会で採択）も、「6.1 公判前拘禁は、申し立てられた犯罪の捜査並びに被害者及び社会の保護に十分に配慮して、刑事手続における最後の手段として、用いられるものとする。

6.2 公判前拘禁の代替処分は、可能な限り早期の段階で用いられるものとする。公判前拘禁は、本規則6.1に述べられている目的を達成するのに必要な期間以上に継続してはならず、人道的に、かつ、人間としての固有の尊厳を尊重して実施されるものとする。」と定めている。

「未決拘禁に関する決議」（1990年9月、ハバナで開催された「犯罪防止と犯罪者処遇に関する第8回国際連合会議」の第17決議）は、「(e) 可能な場合にはいつでも、未決拘禁は、保釈もしくは個人保証、または、少年の場合には、緊密な監督、集中的なケア又は、家族と共にもしくは教育的環境ないし家庭におくことのような代替手段を課すことによって避けられるべきである。そのような代替手段が適用できない場合には、その理由が示されるものとする。」と決議している。

2007年4月に公表された被収容者に関する国連ハンドブックにおいても、未決拘禁は必要やむを得ない場合に限るべきものとし、以下のような条件を付した上で身体拘束を解くことを勧めている。

- ・ 指定された日時に裁判所に出頭すること
- ・ 指定された場所への立入の禁止や指定された人物との面会禁止などの裁判所の指示の遵守
- ・ 居住制限
- ・ 裁判所や警察署などへの定期的な連絡

- ・パスポートの取上げ
- ・裁判所に任命された監督者の監督に服すること
- ・電子監視
- ・公判への出頭や裁判所の指示の遵守を担保するための保証金の提供

このように、出頭等確保措置制度の導入は、無罪推定原則を具体的な法制度の中で実現するために必要不可欠のものであり、国際人権法もその導入を求めているものなのである。

4 出頭等確保措置制度導入の必要性（「人質司法」の打破・裁判員裁判の導入）

(1) いわゆる志布志事件や氷見事件において、身体拘束（勾留）が虚偽自白を強要するものとして濫用されたことは記憶に新しい。

「勾留は虚偽自白を強要することが目的ではなく、逃亡のおそれや罪証隠滅を防止することが目的であるにすぎない。」といくら強調してみても、身体拘束が自由に対する強度の制約であり、虚偽自白を強要する機能を有することは疑いのないことである。身体拘束から解放されようとする意図のもとに虚偽自白をする場合もあるであろうし、防御権が十分に保障されない結果、虚偽自白をする場合も考えられる。

公正な裁判を実現するためにも、このような身体拘束による「人質司法」は打破されなければならない。

(2) 特に、2009年5月21日からは、裁判員裁判が始まり、連日開廷で運用されることとなった。連日開廷そしてこれに備えるための公判前整理手続においても、弁護士と被告人の綿密な打合せが必要不可欠である。

被告人の防御権が十分保障されるためには、被告人の身体拘束はできる限り回避されなければならない。

(3) そのためには、保釈制度を改革することも元より重要であるが、これと併せて、諸外国の例に学びつつ、保釈の前提となる勾留制度そのものにも目を向け、勾留か在宅かの二分論を克服し、身体不拘束の原則、無罪推定の原則、そして最終手段としての拘禁の原則を具体的な法制度の中で実現するために出頭等確保措置を創設し、これによって、勾留そのものを大幅に減少させることが是非とも必要である。

5 諸外国の事例

(1) フランス

フランス刑事訴訟法 137 条は、「審理対象者は、無罪を推定され、自由な状態に置かれる。しかしながら、審理の必要性を理由とし、または保安のための措置として一つまたは複数の司法統制処分上の義務を審理対象者に課することができる。この処分がその目的に照らし不十分であることが明らかな場合には、審理対象者を例外的に未決拘禁に付することができる。」と定め、被疑者・被告人は無罪の推定を受けること、したがって身体拘束をされないのが原則であること、例外的に必要な場合には司法統制処分（本提言が出頭等確保措置と呼ぶものに類するものである）を課することができること、この司法統制処分では不十分な場合に初めて勾留することができることを明文で定めている。

司法統制処分の主なものは、以下のとおりである（フランス刑事訴訟法 138 条）。

- ・一定区域外へ出ることの禁止
- ・就業等以外の自宅からの外出禁止
- ・特定の場所への立入禁止
- ・公的機関等への定期的出頭
- ・指定された者との面談禁止

2004 年の司法統計によると、司法統制処分の件数は 22,631 件、未決拘禁の件数は 19,088 件であり、司法統制処分の件数が、未決拘禁の件数を上回っている。

(2) 韓国

2008 年 1 月、当連合会は、韓国の勾留・保釈制度について視察・調査を行った。

韓国における身体拘束率はとても低く、日本における勾留状却下率に相当する拘束令状棄却率は 16.4%（日本における勾留状却下率は 1.7%。地裁・2007 年）、日本における起訴時の身体拘束率に相当する拘束人員比率は 20.3%（日本における起訴時の身体拘束率は、1998 年の地裁で 78.3%。1999 年以降、司法統計年報での掲載はない）、判決時の身体拘束率は 17.9%（日本における判決時の身体拘束率 69.3%。地裁・2007 年）などとなっている（韓国はそれぞれ 2006 年度の統計）。

韓国の刑事訴訟法は不拘束捜査の原則を明文で定めているほか、拘束令状発付手続（日本における勾留質問に相当する）において、全件弁護人を付け身体拘束の適否について弁護人が意見を述べるものになっていること、起訴前であっても身体拘束を解く手続（拘束適否審査という）を設けていること（いわゆる起訴前保釈に近い制度である）、保釈保証保険制度（保証金の0.64%の手数料を納付することで保険会社が事故があった場合に保証金の支払いを裁判所に保証する制度）を設け経済的な理由により保釈が認められないことがないようにしていることなど、先進的な制度が導入されている。

「出頭等確保措置」の制度は導入されていないが、「拘束適否審査」がそれに準ずるものとして機能していると評価することができる。

(3) 台湾

当連合会は、同じく2008年1月、台湾の勾留・保釈制度についても視察・調査を行った。台湾の刑事訴訟法101条は、「被告は法官の尋問を経て犯罪容疑が重大と認められ、かつ左記の事情のいずれかに該当する上、勾留をせずには訴追と審判及びその執行の困難が明白である場合、勾留することができる。」と身体不拘束の原則を明記しており、視察先では警察官・検察官、裁判官らから繰り返し、この原則を説明され、司法関係者の意識の上でも徹底されている様子うかがえた。実際にも、勾留請求の件数はおおよそ全逮捕者の約3割程度で、勾留請求は約15%程度が裁判所により却下されている。また、台湾では、警察の手持ち時間が24時間しかなく、検察官は逮捕後24時間以内に勾留請求するか、あるいは釈放しなければならない。検察官は、被疑事実が認められる場合であって、一定の条件を満たす場合には、勾留請求をしないで自ら保証人または身元引受人の確保、あるいは住居制限を命じて被疑者を釈放することができる（起訴前保釈）。さらに、勾留請求を受けた裁判所も、勾留の要件がある場合に直ちに保証を立てまたは身元引受けもしくは住居制限のいずれかを命ずることができるとされており、妊産婦等に対しては以上のいずれの措置もとれない場合でなければ勾留できないとされている。このように、台湾での刑事手続では、身体不拘束の原則が徹底されており、制度上も、勾留を回避するための手段が複数用意されている点に際だった特徴がある。

(4) その他

イギリス，ドイツにおいては，居住制限（居所の指定または一定区域外への外出禁止，移動，旅行の届出）や監督者の下への定期的出頭または定期的連絡の制度がすでに導入されている。なお，アメリカにおいては極めて容易に保釈が認められており，代替制度（出頭等確保制度）導入の必要性は極めて低いといえる。

6 少年法における類似制度

少年については，すでに勾留に代えて，「家庭裁判所調査官の観護」が認められている（少年法43条，17条1項1号）。出頭等確保措置類似の制度は，少年についてはあるが，すでに現行法上存在する。

成人についても，出頭等確保措置制度を導入すると共に，少年について「家庭裁判所調査官の観護」を積極的に活用することを求める（詳細は当連合会1998年7月付「少年司法改革に関する意見書」参照）。

7 起訴前保釈制度との関係・相違

当連合会は，起訴前保釈制度の導入も求めている（意見書，緊急提言）。そこで，起訴前保釈制度との関係及び相違について言及しておく。

出頭等確保措置は，起訴前保釈制度の導入が実現しても，なお導入が必要な制度である。起訴前保釈制度は，あくまで勾留されること，すなわち身体拘束を行うことが前提となる。しかし前述したように，できるだけ身体を拘束しないで捜査・公判を進めることは，憲法上・国際人権法上の基本的な要請である。保釈はあくまで勾留＝身体拘束を行った上で，保釈＝身体拘束を解くものであるから，憲法上・国際人権法上の要請である身体不拘束の原則を十分に制度上実現しているとは言えない。身体不拘束の原則をより忠実に制度上実現することとなるのは，身体拘束を前提としない出頭等確保措置なのである。

実際上も，起訴前保釈と出頭等確保措置は異なる場面があり，起訴前保釈制度だけでは不十分である。

起訴前保釈制度では，勾留請求がなされた場合，勾留質問後いったんは勾留決定をすることとなり，その後に保釈が認められるにすぎないこととなる。これに対し出頭等確保措置では，勾留質問後直ちに一定の制約を課した上で，帰宅させることができる。社会生活に及ぼす影響を最小限にすることができるのである。

また，起訴前保釈制度は，保釈保証金の納入を前提とする制度であるが，出頭等確保措置は，保証金の納入を必ずしも前提としない制度

である。経済的な理由により、身体拘束を解かれぬという不合理な結果を回避することができる。

出頭等確保措置制度を導入する意味は大きい。

なお、当連合会は、出頭等確保措置を導入しても、起訴前保釈制度も導入すべきと考えている（意見書、緊急提言）。

8 身体拘束を減らすために出頭等確保措置の導入を

憲法や国際人権法の要請に応えるためのみならず、身体拘束を減らすために、是が非でも出頭等確保措置を導入すべきである。

法律において勾留が認められる要件をどのように厳格に定めようとも、勾留といわゆる在宅という制度しか認められていない現行法においては、裁判官は、少しでも逃亡に対する不安や罪証隠滅に対する不安を抱けば、勾留決定をしているのが現状である。旧刑事訴訟法における勾留の要件である「逃亡する虞」、「罪証を隠滅する虞」は、現行刑事訴訟法において、「逃亡し又は逃亡することを疑うに足りる相当な理由があるとき」、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に改められたが、かような要件の厳格化のみをもってしては、結局のところ、実務の運用を改革するには至らなかったのである。現場における判断・運用を、法令の規定を厳格化することによってコントロールするのは、一定の限界があると言わなければならない。

しかし、出頭等確保措置という、勾留と在宅の中間的な形態を制度として認めれば、在宅とするには不安であるが、勾留までする必要がないと判断する事例については、出頭等確保措置が活用されることになる。

無罪推定原則及び身体不拘束の原則を実現するために、出頭等確保措置は極めて効果的な制度である。

なお、本制度の導入によって、これまで「在宅」で捜査されていた事件について「出頭等確保措置」がなされる結果になるだけで、「勾留」そのものは減少しないのではないかとの指摘がある。しかし、本要綱案では、勾留の補充性を明文で規定し、新たに「出頭等確保措置ではその目的を達成できない場合」であることを、勾留の要件に加えることを提案している。これによれば、裁判所（裁判官）は、勾留決定をする際、「出頭等確保措置」では不十分であるか否かを必ず判断しなければならないことになるし、また、勾留決定に対しては、「出頭等確保措置で足る」ことを理由とした準抗告が認められることとなるから、

裁判所(裁判官)が勾留決定を維持する場合には、「出頭等確保措置では不十分である」理由を決定書に記載しなければならなくなる。したがって、本制度には、勾留を減少させる効果を期待することができる。

9 身体拘束のためのコストの削減を

出頭等確保措置の導入によって、身体拘束件数を減少させることができれば、身体拘束に必要な国家予算を減少させることができる。身体拘束には、衣食住に加え医療費や管理に要する人件費など多額の予算を要する。身体拘束に要する予算の削減を真剣に検討すべきである。

第3 提言要綱案の解説

1 第1の1 出頭等確保措置の要件

出頭等確保措置の要件は、基本的には、勾留の要件と同様とした。

原則は身体を拘束しないで捜査することであり、制約を課す場合でも原則は出頭等確保措置であり勾留はそれでは目的を達成できない例外的な場合にしか決定することができないものとする趣旨から、勾留よりも前に規定することが相当である。

2号及び3号については、当連合会の意見書及び緊急提言が刑事訴訟法89条4号の改正案として提案した内容に準拠した。なお、当連合会は、意見書において、60条1項2号につき、これを「削除するか」、例えば「『司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められるとき』に改正すべきである。」との意見を述べたが、今回、出頭等確保措置の導入を中心とする提言をなすに際し、刑事訴訟法60条1項2号の削除を短期的に実現する見通しを持てるのか、また、「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められるとき」と規定することによって、かえって要件を緩める運用をもたらさしめないかとの懸念もあり、本提言においては、これらを検討の結果、意見書及び緊急提言の刑訴法89条4号改正案の内容に準拠することとしたものである。

2 第1の2 出頭等確保措置の内容

出頭等確保措置の場合に付する条件は、「必要かつ相当な限度」において定めるものとし、その判断は裁判所の裁量とした。

付することができる条件については、現在の保釈条件についての運用に鑑み、1号ないし3号については、保証金の納付と併せて付することができることとしたが、現在の保釈条件よりも厳しい条件となる4

号ないし7号については、保証金の納付を命じない場合に限ることとした。

4号は、公判への出頭を条件とすることを認めるものである。

5号の定期的に出頭や連絡をする機関は、基本的には裁判所とすることが適当であると考ええる。ただし、定期的な出頭先を裁判所とすることが、被疑者の居住地の関係から適切ではないケースも考えられる。そのような場合には、必要な法改正を行った上で、裁判官が例えば日本司法支援センター（法テラス）などに、出頭確認業務を委託することが認められてよいと考ええる。なお、捜査機関である警察署は出頭確認先として不適切であると考ええる。

裁判官から委託を受けた者は、対象者の出頭や連絡を確認し、出頭や連絡がない場合には最低限の連絡を試み、連絡がとれない場合には裁判官にその旨を報告することをその権限とするものと考ええる。裁判官から委託を受けた者の権限については、規則等で定めることを想定している。

少年の場合には、「家庭裁判所調査官の観護」を活用すべきことのほか、前述した「未決拘禁に関する決議」（1990年9月）の趣旨を尊重し、出頭先としては家庭裁判所や児童相談所などとするのが適切であると考ええる。

なお、被逮捕者・被勾留者については、刑事訴訟法198条1項の規定を根拠に、取調受忍義務を認める見解もあるが、少なくとも出頭等確保措置の対象者は、「被逮捕者・被勾留者」には該当せず、したがって取調受忍義務はないと考えている。

3 第1の3 出頭等確保措置の期間

起訴後の期間については、現行法の勾留と同様とした。

4 第1の4 出頭等確保措置に付随する裁判（停止条件付勾留決定）

保証金の納付を命じて出頭等確保措置を命じる場合には、勾留を付さないのだから、保証金の納付をまつことなく釈放することになるが、このケースで、出頭等確保措置と同時に、保証金を納付しない場合には当然に勾留することができることとした。いわば停止条件付勾留決定を認めることとしたものである。

保証金の納付がされなかった場合に、改めて検察官の勾留請求が必要であるとする事による煩雑さを避けるため、出頭等確保措置と同時に、停止条件付勾留決定をすることができるようにした。

- 5 第1の5 出頭等確保措置の取消
勾留の取消しと同様，出頭等確保措置についても取消しを認めることが適当である。
- 6 第1の6 出頭等確保措置の条件の変更
事情の変更に応じて，条件の変更を可能とする趣旨である。
- 7 第1の7 出頭等確保措置違反による条件等の変更
出頭等確保措置において付した条件に違反した場合には，当然に勾留されるのではなく，違反の程度，理由などによっては，出頭等確保措置を継続することが相当な事案も考えられることから，保証金の増額や条件の追加によって出頭等確保措置を継続することが原則であることを示した。
- 8 第1の8 出頭等確保措置違反による勾留
出頭等確保措置において付した条件に違反した場合において，第1の7において定めた保証金の増額や条件の追加によっては，その目的を達成できない場合には，裁判所は職権で勾留をすることができることとした。
- 9 第2の1 勾留の補充性
出頭等確保措置と勾留の関係を規定したものである。出頭等確保措置ではその目的を達成できない場合に限って勾留は認められることとした。
- 10 第2の2 勾留の要件
勾留の要件である。
2号・3号については，前述のとおりである。
- 11 第2の3 勾留についての比例原則
勾留についての比例原則を明文化したものである。
1号は，総論としての比例原則を明文化したものである。
2号は，罰金刑となることが見込まれる事案等につき，現行刑事訴訟法60条3項と同様の内容を規定したものである。
- 12 第2の4 勾留に付随する裁判（解除条件付勾留決定）
これは第1の4とは逆に，まず勾留決定をし，後日改めて出頭等確保措置に変更する煩雑さを回避するため，勾留決定時に，保証金の納付を条件とする出頭等確保措置への変更を認めるものである。いわば解除条件付勾留決定である。
- 13 第2の5 勾留の取消

勾留決定後にも，事情の変更により，出頭等確保措置への変更を可能とするものである。

14 第3の1 司法警察員の逮捕手続，検察官送致の時間制限

勾留と同様に逮捕前置主義を採用するものである。現行法の法体系にできるだけ添うものとし，勾留と同様の時間制限に服するものとした。

15 第3の2 検察官の逮捕手続，勾留請求等の時間の制限

前同。

16 第3の3 司法警察員から送致された被疑者に対する検察官の手続，勾留請求等の時間の制限

前同。

17 第3の4 制限時間遵守不能の場合の措置

現行法の法体系に添うものとした。

18 第3の5 被疑者の出頭等確保措置及び勾留

前同。

19 第3の6 勾留請求等に対する措置

裁判官は，勾留質問の手続において，釈放，出頭等確保措置，勾留のいずれかを決定することになる。検察官が出頭等確保措置を請求している場合には，裁判官は釈放か出頭等確保措置しか決定できず，勾留決定をすることはできない。検察官が勾留請求をしている場合には，裁判官は，釈放，出頭等確保措置，勾留のいずれも要件を満たす限りにおいて，決定することができることとした。

20 第3の7 被疑者の出頭等確保措置の期間，期間の延長

在宅とは異なり，行動について制約を課すものであることから，期間制限を設けることが適切であると考えた。

21 第4 上訴

出頭等確保措置も行動に制約を課すものであることから，不服申立制度を設けることが適当と考えた。

22 第5 その他関連する規定の整備

例えば，勾留質問につき，出頭等確保措置に付する場合でも必要的とするなど手当が必要な箇所はあろうかと思われる。本提言は，これらを必ずしも網羅したものではない。

以上

(別紙)

出頭等確保措置 要綱案

第1 被告人の出頭等確保措置

刑事訴訟法第1編第8章に、被告人の出頭等確保措置について、以下の条項を新設する。

1 出頭等確保措置の要件

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、出頭等確保措置に付することができるものとする。

被告人が定まった住居を有しないとき

被告人が自らの有罪証拠を隠滅すると推定するに十分な理由があることが具体的な資料によって認められるとき

被告人が逃亡し又は逃亡すると推定するに十分な理由があることが具体的な資料によって認められるとき

2 出頭等確保措置の内容

出頭等確保措置は、裁判所が被告人に対し、保証金の納付を命じ、又は命じることなく、必要かつ相当な限度において次の各号に掲げるもののうち一以上の条件を遵守することを命じるものとする。ただし、保証金の納付を命じた場合には、第4号から第7号までに掲げる条件を定めることができないものとする。

制限された住居に居住し、これを変更する必要があるときは裁判所の許可を受けること

証拠を隠滅せず、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為を行わないこと

前号に定める者の住居及び職場等その周辺に接近しないこと

裁判所が指定する日時及び場所に出頭すること

裁判所又は裁判所が指定する者の下に定期的に出頭し又は定期的に連絡すること

裁判所が指定する時間には必ず裁判所が指定する場所にいること

裁判所が指定する場所には立ち入らないこと

3 出頭等確保措置の期間

出頭等確保措置の期間は、勾留の期間(第60条第2項)と同一の

扱いとすること。

4 出頭等確保措置に付随する裁判（停止条件付勾留決定）

裁判所は，保証金の納付を命じて出頭等確保措置に付する場合において，併せて指定した期限までに保証金が納付されない場合には勾留する旨の裁判をすることができるものとする。

5 出頭等確保措置の取消

出頭等確保措置の理由又はその必要がなくなったときは，裁判所は，検察官，出頭等確保措置に付されている被告人若しくはその弁護人，法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により，又は職権で，決定をもって出頭等確保措置を取り消さなければならないものとする。

6 出頭等確保措置の条件の変更

裁判所は，出頭等確保措置の条件を変更することが適当であると認めるときは，出頭等確保措置に付せられている被告人若しくはその弁護人，法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により，又は職権で，決定をもって出頭等確保措置の条件を変更することができるものとする。

7 出頭等確保措置違反による条件等の変更

裁判所は，被告人が出頭等確保措置において命じられた条件に違反したときは，保証金の増額若しくは条件の追加のいずれか又はいずれをも定めることができるものとする。

8 出頭等確保措置違反による勾留

裁判所は，被告人が出頭等確保措置において命じられた条件に違反し，出頭等確保措置ではその目的を達成できなくなるに至った場合には，職権で被告人を勾留することができるものとする。

第2 被告人の勾留

刑事訴訟法第1編第8章の被告人の勾留について，以下のとおり改正・新設する。

1 勾留の補充性

裁判所は，出頭等確保措置ではその目的を達成できない場合に限って，被告人を勾留することができるものとする。

2 勾留の要件

勾留の要件は，前項の要件を満たすことを要する外，被告人につい

ての出頭等確保措置の要件と同一とすること。

3 勾留についての比例原則

次の各号のいずれかに該当する事件については，被告人が定まった住居を有しない場合に限り，勾留することができるものとする。

勾留することが法定刑及び想定される刑罰に比して不均衡である事件

30万円以下の罰金，拘留又は科料に当たる事件

4 勾留に付随する裁判（解除条件付勾留決定）

裁判所は，勾留する旨の裁判をなすにあたっては，併せて出頭等確保措置（保証金の納付を命ずるものに限る）に付する旨の裁判をなすことができるものとする。この場合において，保証金を納付した場合には，勾留は失効するものとする。

5 勾留の取消

勾留されている被告人について，出頭等確保措置によってその目的を達成することができるに至ったため，勾留の必要がなくなったときは，裁判所は，検察官，勾留されている被告人若しくはその弁護人，法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により，又は職権で，決定をもって勾留を取り消さなければならないものとする。その場合には，出頭等確保措置を命じることができるものとする。

第3 被疑者

刑事訴訟法第2編第1章について，以下のとおり改正する。

1 司法警察員の逮捕手続，検察官送致の時間制限

司法警察員は，逮捕状により被疑者を逮捕したとき，又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは，直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上，弁解の機会を与え，出頭等確保措置及び留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し，出頭等確保措置又は留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならないものとする。

2 検察官の逮捕手続，勾留請求等の時間の制限

(1) 検察官は，逮捕状により被疑者を逮捕したとき，又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは，直ちに犯罪事実の要旨及

び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、出頭等確保措置及び留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、出頭等確保措置又は留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に裁判官に被疑者の出頭等確保措置又は勾留を請求しなければならないものとする。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、出頭等確保措置又は勾留の請求をすることを要しないものとする。

(2) 第1項の時間の制限内に出頭等確保措置の請求、勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

3 司法警察員から送致された被疑者に対する検察官の手續、勾留請求等の時間の制限

(1) 検察官は、第203条の規定により送致された被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、出頭等確保措置及び留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、出頭等確保措置又は留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取った時から24時間以内に裁判官に被疑者の出頭等確保措置又は勾留を請求しなければならないものとする。

(2) 前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、出頭等確保措置又は勾留の請求をすることを要しないものとする。

(3) 第1項及び第2項の時間の制限内に出頭等確保措置の請求若しくは勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

4 制限時間遵守不能の場合の措置

時間の制限に従うことができなかつた場合の措置は、出頭等確保措置についても勾留と同様の扱いをするものとする。

5 被疑者の出頭等確保措置及び勾留

出頭等確保措置の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有するものとする。

6 勾留請求に対する措置

勾留の請求を受けた裁判官は、出頭等確保措置を命じることができるものとする。

7 被疑者の出頭等確保措置の期間、期間の延長

被疑者を出頭等確保措置に付した事件につき、出頭等確保措置の請

求をした日から60日以内に公訴を提起しないときは、出頭等確保措置は失効するものとする。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、その期間を延長することができるものとする。この期間の延長は30日を超えることができないものとする。

第4 上訴

刑事訴訟法第3編第4章について、以下のとおり改正する。

1 判決前の決定に対する抗告・準抗告

- (1) 出頭等確保措置につき抗告・準抗告ができるものとする。
- (2) 出頭等確保措置に対しては、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできないものとする。

第5 その他関連する規定の整備

以上